

清朝十八省体制の成立

— 明清期中国における省体制と省成立指標 —

真 水 康 樹

はじめに

「省」という語はもともと地方行政区を意味したものではない。省の用法は前漢に初出があるとされる。もともとの意味は皇帝の居住地であった。尊敬を受けた厳粛な場所で人の立ち入りが制限されたことから、「禁中」と呼ばれ、後に「省中」と称された。魏晋時代、尚書や中書等の官署が省中に置かれたことから、結果的に官署の名称となり、尚書省や中書省等々と呼ばれるようになる。元代において、中書省は腹里を統治し、その他の地域は行中書省が統治した。「行省」の名前はこのときに現れる。「省」という語は、皇帝の居住地から官署、さらに地方行政区へと三度意味を変えた。明代には行中書省を廃し、全国に十三布政使司と南北直隸を置いた。布政使司の管轄域は概ね元代の行中書省と同じであったが、若干の異同もあった。明朝は行中書省を布政使司としたが、地方行政区の名称にはなお省を用い続けた。清代にも習慣的用法にもとづいて、直省あるいは行省の名が使われた。『清朝文献通考』は「国家創制顯庸，務崇實政，凡在詔諭所領，文移所用，并称各省」^[1]としている。

「清初設置十八行省」という言い方はよく使われる。けれども、「十八省体制」が最終的に「定制」となるのは、乾隆年間（雍正末年から乾隆元年 [1735-1736年] ～乾隆二十二から二十三年 [1757-1758年] 頃）のことである。清初のこれに先立つ時期においては、正式の制度は、やはり、「直

隸及び十四省」或いは、「十五省体制」であったと言わなければならない。康熙二十五年（1686年）に編纂された康熙『大清會典』にはつぎのような記載がある。

「以順天府等八府直隸六部。各省設布政使司以統府州縣。州縣俱隸府。縣或隸州。州或直隸省。（順治）二年改南直隸為江南布政使司。十八年，江南省分設江蘇、安徽布政使司。康熙二年，陝西省分設西安、鞏昌布政使司。三年，湖廣省分設湖北、湖南布政使司。今備列直隸八府，及奉錦二府，十四省布政使司」^[2]

ここにおいては、はっきりと「十四省布政使司」という用語が使われている。あるいは、直接に中央の統制を受ける直隸を含めて、十五省体制と言ってもよい。さらに、雍正二年（1724年）十二月になると、直隸守道は各省と同じく布政使司となり、直隸布政使司が成立している。

「論吏部，直隸守道職司通省錢谷，巡道職司通省刑名。既如各省之有藩臬二司也。今若概與諸道員一體，不加分別，似未允協。蓋向以畿輔重地，不立布政按察名色，朕思畿輔與各省有何區別，今應更改畫一，著將守道改為布政使司，巡道改為按察使司」^[3]

ここに名目上も、清朝の十五省体制は完成した。それでは、その「定制化」はいつだったのであろうか。順治年間、漕運・總河総督以外の地方総督は概ね7から9の間で増減を繰り返していた。巡撫は明代と同じくらいの数であり、22か23であった。順治十六年（1659年）になると、直隸以外に十四布政使司が設置された。十五省体制の定制化はここに求めて構わない^[4]。省成立を確定する際に、この時期においては、布政使の設置が指標であったからである。ここには依然として明代の強い影響が見て取れる。『清朝文献通考』もまた、「惟是旧時一統志諸書即称各省為各布政使司，

蓋沿明統志之例」^[5]としている。

ここでは、乾隆年間の十八省体制の成立に先立って、清朝には十五省体制の時代があったことを確認しておきたい。それは、ほぼ順治十六年（1659年）に定制となり、雍正二年（1724年）に最終的な完成をみたのであった。

それでは、十五省体制から、十八省体制への変化は、いつ生じたのだろうか。乾隆二十三年（1758年）の乾隆『大清會典』には以下のような記載がある。「兩京設尹，崇首善也。外列十有八省，分之為府，府領州縣，直隸州亦領縣，皆屬於布政使司而統治於總督巡撫」^[6]。ここから、乾隆二十三年以前にはすでに、十八省体制が「定制」となっていたことが見て取れる。乾隆二十九年（1764年）の乾隆『大清一統志』も同様の記載を採用している。十八省体制は、乾隆二十三年（1758年）には既に「定制」となっていたことは確かであり、その定制化はそれ以前のことだということになる。

1. 明清期の省級行政機構：省成立指標をめぐって

明朝の地方官制度は当初元制を踏襲したものであり、各行中書省の長官は、平章政事、左右丞、參知政事などであった。元朝の行中書省は、所轄地域の民政、財政、軍政さらに司法について、管轄しないものはなかったと言ってよく、実際には、中央は地方に分権を行っており、相当に強い割拠性を示していた。

明朝の地方行政制度の改革は、中央行政制度の改革に先立って行われた。太祖洪武九年（1376年）には、行省を承宣布政使司に改めた。明末に際して、兩京を除いて、全部で13の承宣布政使司が設置されていた。明代には、いわゆる「三司」、すなわち、布政使司、按察使司、都指揮司が各地に設置された。布政使は従二品であり、提刑按察使は正三品、都指

揮使は、正二品だった。布政使司は民政と財政を司り、按察使は刑法と監察、都指揮使は兵政を管轄した。布政使司は元朝の行中書省の參知政事に変化してできたものであり、按察使司は元朝の肅政廉訪使に相当する。都指揮使司は明朝の創設した衛所制度の体系のなか収まっていた。なお、明代には各省にそれぞれ左右布政使司が置かれた。この点で、一省一布政使司の清代布政使司とは異なる。

いわゆる明代の兩京十三布政使司体制は、一連の変化をへて最終的に完成したものである。明初には元の制度を受けて各地に行中書省が設置されたが、洪武初年（1368年）から前後して、浙江、江西、福建、北平、広西、四川、山東、広東、河南、陝西、湖広、山西の12行省が設置された。洪武九年（1376年）には、行省を承宣布政使司に改め、參知政事を布政使に改めた。洪武十五年（1382年）には雲南布政使司が設置され、布政使司はこのとき13になった。永楽元年（1403年）交趾布政使司が置かれ、永楽十一年（1413年）には貴州布政使司が置かれ、布政使司数は14に増加した（貴州布政使司には、布政使がただ1名しか置かれず、左右を分けなかった。貴州には、洪武時代にはもともと貴州及思南等宣撫司が置かれていた）。宣徳三年（1428年）交趾布政使司を廃止した後、13布政使司が設置された状態は明末まで変化がなかった。

なお、布政使の品級や職務についてみると、洪武九年（1376年）に最初の布政使が設置されたときその職位は正二品だった。洪武十四年（1381年）には左右1名の布政使を置くことになり、品級は正三品となった。洪武二十二年（1389年）には従二品となり、建文年間には再び正二品になるが、永楽年間には最終的に従二品となり、その後定制となった。布政使は当該省の行政業務を司り、あらゆる朝廷の詔令は、すべて布政使のもとで執行された。布政使はさらにその属僚に対し考核を行い、三年ごとに府、州、県の正官を率いて赴京し朝覲に臨み、朝廷の考察を受けた。十年ごとに各省では、布政使が府、州、県を組織して、丁口、田産及び賦役の黄冊を編纂し、賦税徴収の根拠とした。

ここで、両京の状況も簡単に見ておくこととする。

明朝の南北両京畿には府、州、県等の行政機構が置かれた。

北京畿には順天府、永平府、保定府、河間府、真定府、順徳府、広平府、大名府等8府、2直隸州、16州、117県が置かれ、北直隸と称した。その中で、順天府は直隸とは称されず、京府と称された。その他の7府は六部に直隸した。

南京畿には応天府、鳳陽府、蘇州府、松江府、廬州府、淮安府、揚州府、常州府、鎮江府、安慶府、徽州府、寧国府、池州府、太平府等14府、4直隸州、13州、95県が置かれ、南直隸と称した。その中で、応天府は直隸とは称されず、京府と称された。その他の13府は南京六部に直隸した^[7]。

順天府は、かつては元朝の大都路であった。洪武元年（1368年）八月、北平府となり、洪武二年（1369年）に北平行省となった後、洪武九年（1376年）に北平布政使司となった。永楽元年（1403年）正月、北平布政使司を北京と改め、二月北平府を順天府と改めた。永楽十年（1412年）正三品の衙門となり、5州22県を領有した。そのなかで、宛平県、大興県は順天府の直接の管轄下にあり、京県と称され、その他は直隸県と称された。順天府には正規の職位として、府尹1名が設置され、正三品であり、又、大京兆と称され、小九卿の一つだった。

応天府は、かつては、元の集慶路であった。至正十六年（1356年）三月応天府に改名された。洪武三年（1370年）に正三品の衙門に定められ、8県を領有し、その中で上元県、江寧県の2県は、応天府が直接管理し、京県と称された。応天府に設置された官位と職掌は順天府と基本的に同じだった。明初には京師は応天府に置かれ、その後、南京の所在地となった。業務はその他の地域よりも重く、その特徴は順天府と類似している。

南、北直隸の各府、州、県と両京府には違いがあった。すなわち、両京府は中央機構であり、南、北直隸は地方機構だった。職官名や品級にも差異があった。南、北直隸には、府、州、県等の機構が存在したが、省級機構に相当するような行政機構は存在しなかった。

本稿の主題から言えば、布政使と並んで重要なことは明末巡撫と清初巡撫の連続性である。明末崇禎九年(1636年)の序がある『皇明職方地圖』卷上にある「兩京十三省地図表」に記載のある督撫配置によれば、崇禎期には25巡撫、5総督があったことが知れる^[8]。順治四年(1647年)には24巡撫があった。少なくとも、明末と清初の巡撫の数はほぼ一致している。具体的に言えば、巡撫遼東都御史と巡撫山永都御史を除く23巡撫中、20巡撫が清初にもなお存在している。明末巡撫の中で、大同、広西、雲南の3巡撫だけが廃され、これらの巡撫に代わって、天津、隕陽、偏沅、操江の4巡撫が清初に加えられた。したがって、北方防衛を重点とする明末の巡撫体制は清初の巡撫体制の成立に影響を与えたと見ることができる。

これに対し、総督について見ると、順治四年(1647年)にはまず5総督があり、その年の七月には6総督となった。そのうち、宣大山西、陝西三辺と両広の3総督は明末と一致している。総数が少ないために、統計的に何かを語るのは難しい。ただ、宣大山西、陝西三辺の2総督が残されたことから考えると、少なくとも、清初総督体制もまた北方の辺防を考慮したものだったと言えるかも知れない。

清代督撫制度は、乾隆二十五年(1760年)に、陝甘総督と四川総督が設置された際に最終的な完成をみる。この後、清末までずっと何の変化もなかった。したがって、往々にして、乾隆二〇年代以後の督撫制度が清代督撫制度の典型とみられがちである。けれども、これ以前に、順治元年(1644年)の入関以来、一〇〇年以上に及ぶ形成期があった。この時期にはさまざまな変遷があり、後に定制となった8総督・15巡撫体制によってこの時期の督撫制度を代表させることは不可能である。明末清初の地方行政制度を研究するにあたって、乾隆二十五年(1760年)以前の督撫制度の形成過程は、十分に注意の払われるべき課題である。

清代総督体制の原型は、康熙四年(1665年)四月に成立した。この時、総督の大規模な統合、合併が行われ、その結果、全国各地には、直隸山東

河南総督、両江総督、浙江総督、福建総督、湖広総督、四川総督、山陝総督、両広総督、雲貴総督の9総督体制が生まれた^[9]。この時点で、乾隆二十五年（1760年）以後の8総督体制と似た体制ができあがった。けれども、類似しているのは数の上だけであって、実際上は、総督の総数は、その後も6から10の間で、頻繁に小規模に変動したのだった。ここから見て取れるのは、康熙四年（1665年）の9総督体制は、まだ安定した体制とはみなせないということである。もっとも、清代総督体制の原型は、康熙四年（1665年）に基本的に形成されたと言うことは可能である。

まず総督体制についていまだし詳細に検討してみると、順治二年（1645年）の時に、宣大山西総督、陝西三辺総督、浙閩総督、湖広四川総督、淮揚総督等の5総督が設置された。その後、総督総数には幾らかの増減があった。最大規模の変化は、順治十八年（1661）のものである。この時、総督はほとんどすべての省に設置されて、15総督となった。しかし、15総督体制の命脈は非常に短く、康熙四年（1665）五月になると、8総督に減少したのであった。

傅宗懋は、つぎのように指摘している。「自順治初年至乾隆二十五年間督撫之建置変易較多、大抵歷經兩次重要演变。一為順治十八年八月之命直隸各省各設総督一員、是総督管轄区同於巡撫亦以一省為限。尚無而後之变革、則督撫職權重疊之弊端必更嚴重。其二康熙四年五月普遍裁撤督撫、乃奠立兩省設一総督、一省始設巡撫之原則。其後類皆依此而行、此一制度乃能穩定」^[10]。順治十八年（1661年）に各省に総督1員が設置されるという措置の目的と理由については、『清實録』も簡単に「命直隸各省各設総督一員駐劄省城」と記載しているだけであり、現状では過渡期の試行措置と理解するしかない^[11]。けれども、短期的な試行の後、康熙四年（1665年）以降になると、総督数8前後の状況が出現する。

つぎに巡撫体制について見ると、順治二年（1645年）には22巡撫体制だったのが、順治四年（1647年）に最多の24巡撫となった。則ち、順天、天津、保定、宣府、江寧、安徽、鳳陽、山東、登萊、山西、河南、陝西、

延綏、甘肅、寧夏、浙江、広西、隕陽、南贛、湖広、偏沅、操江、福建、四川であった。その後、全国の巡撫の総数は、20を超えたところで増減をした。そして、順治九年（1652年）には、登萊、宣府の2巡撫を廃止し、康熙元年（1662年）には、延綏巡撫を廃止、康熙三年（1664年）には鄖陽巡撫を廃止、康熙四年（1665年）にいたっては、鳳陽、寧夏、南贛の3巡撫が廃止され、全国18巡撫体制が成立した。その状況は、順治初期とは異なっており、具体名を示せばつぎのとおりである。則ち、直隸、江寧（江蘇）、安徽、山東、山西、河南、陝西、甘肅、福建、浙江、広西、湖広、偏沅（湖南）、四川、広東、広西、雲南、貴州である。この後、巡撫制度は、雍正二年（1724年）の直隸巡撫廃止、乾隆十三年（1748年）の四川巡撫廃止等の小規模の変化を受けた。最後に、乾隆二十九年（1764年）に甘肅巡撫が廃止された後には、15巡撫体制は清末までずっと基本的な変化を被ることがなかった（専任の巡撫は15名いたが、直隸、四川、甘肅巡撫はすべて総督の兼職であり、したがって、巡撫の職位は18巡撫であった）。

上述の18巡撫体制の成立過程のなかで、順治九年（1652年）から康熙四年（1665年）にかけて、宣府、延綏、寧夏3巡撫が廃止されたことは注目するに値する。なぜなら、これらの九辺巡撫の存続は、北方辺境防衛を重点とする明代巡撫体制と清初の巡撫体制の連続性の象徴だったからである。したがって、これらの巡撫の廃棄は、清朝巡撫体制が明代の影響を離脱すると同時に、自己の時代にふさわしい特色を獲得したことを意味しているわけである^[12]。

早くも順治十八年（1661年）には南贛巡撫の廃止について、つぎのような意見があった。

「在職撫之名實不同也。夫直省之巡撫皆以錢谷刑名而贊軍務，惟南贛一撫居江西、福建、廣東、湖廣之中，其每省不過轄一二府不等，其一二府之錢谷刑名鹽課屯糧，悉歸各省巡撫為政，其贛撫職掌，全在統轄將領，整飾戒伍，相順逆情形而定剿撫之機。宜今如巡撫不理軍務，則四省諸府之戒政

無人提調，則南贛巡撫一官，則無事可掌，畎官与廢事相因之矣」^[13]

また、南贛巡撫は、明代以来の巡撫であり、幾つかの省界にまたがる特殊な存在であった。ここにも「定制」ではなかった明代巡撫の性質が残留しているのを見ることができる。「定制」である清代巡撫体制は、こうした特殊性を許容することはできず、そうした性格を脱ぎ捨てたのであった。したがって、南贛巡撫の廃棄は、また、清代巡撫体制が明代巡撫体制の影響を離脱したことのひとつの指標なのであった。さらに、康熙四年（1665年）の南贛巡撫廃止以前には、清代巡撫は、省域とは合致していなかったことを指摘しておかなければならない。当時省域を代表していたのは、以下に言及する布政使であった。

督撫に次ぐ省級の民政長官である布政使は、順治二年（1645年）に8布政使司が設置されている。この時期の特徴は、各省になお左右二つの布政使が設置されたことである。その後、福建、広東、広西、四川、貴州、雲南等に布政使司が設置された。順治十六年（1659年）になると、直隸を除いて14布政使司となった（これは清初・十五省体制の定制化を意味した）。その後、順治十八年（1661年）に江南省に左右布政使司が置かれ、康熙三年（1664年）になると湖広省に駐武昌の左布政使、駐長沙の右布政使が設置され、康熙五年（1666年）には陝西省右布政使が甘肅布政使に改称され、同時に蘭州に移駐した。左布政使は、康熙六年（1667年）に西安布政使に改称された。康熙六年（1667年）、江南省左右布政使の管轄領域に変動があり、それぞれ、安徽布政使、江蘇布政使に改名された。当年、上述の三省以外の全省で、左右二布政使は、一省一布政使に改められ、上述の三省では左右布政使の名称が使用されなくなった。ここにおいて、直隸以外の全国各省に、17布政使司状態が出現したのであった。この後、前述のとおり、雍正二年（1724年）に直隸布政使が設置され、乾隆二十五年（1760年）に安徽布政使が江蘇省江寧府から安徽省安慶府に移動したのにもなって、江蘇省には江寧布政使が設置され（すなわち、江蘇省に

のみ2布政使が存在し続けた)、全国19布政使司体制が成立した。この後、この19布政使体制は清末までずっと続くこととなる。光緒年間になってやっと新疆、台湾などに新たに布政使が設置されることになった。

清代総督体制の原型は康熙四年（1665年）に9総督体制として現れた。けれども、その後、なお比較的頻繁な変動が見られ、この体制はまだ安定してはいなかった。それに対して、康熙四年（1665年）には全国18巡撫体制が成立し、康熙六年（1667年）には一省一布政使となり、直隸以外の各省に17布政使体制が成立する。このように見てくると、「省級行政・民政長官」としての「巡撫・布政使体制」は康熙初期にほぼ同時に成立していたと見ることができる。当然、清代省級地方行政制度の最後の完成については、なお、乾隆二十五年（1760年）の総督体制の成立を待たなければならない。もっとも、一省一巡撫一布政使という省級地方行政管理体制は、総督制度に先立って、康熙初期にすでにほぼ完成していたのだった。

2. 清代18省体制の成立（1）：江南・湖広・陝西の分省

明代の南直隸は清代の順治年間に江南省と改名され、その後、江蘇、安徽両省に分割される。明代の湖広省は、湖北省と湖南省となる。明代以来の陝西省は、陝西省と甘肅省となる。これらの変化は、康熙年間に実現した。この「分省」によって清初の十五省体制に3省が増加する。明代の兩京十三布政使司は、事実上十五省体制を意味したが、この3省の増加が基本となり、乾隆年間に十八省体制が成立する。したがって、この分省はいわば十八省体制成立の前提となる。以下では、その具体的なプロセスを検討する。

『清實録』の康熙六年（1667）七月甲寅条には、「応將河南等十一省俱留布政使各一員，停其左右布政使司之名。至江南、陝西、湖廣三省，俱有布政使各二員，駐劄各處分理，亦應停其左右布政使之名，照駐劄地名称布政

使」とある^[14]。この記載の後段は、一般に江南、陝西、湖広三省が「分省」された根拠とみなされている。しかし、現実のプロセスはもう少し複雑である。以下、詳細を検討しよう。

2.1 江南省の分省

乾隆『大清一統志』には、以下の記載がある。

「江蘇，本朝改置江南省，治江寧府，順治十八年分属左右布政使司，淮安、揚州二府徐州一州属左布政使司，江寧、蘇州、常州、鎮江五府属右布政使司。康熙六年改為江蘇省領江寧、蘇州、松江、常州、鎮江、淮安、揚州七府、及徐州一州」^[15]

「安徽，本朝改置江南省，順治十八年分属江南左布政使司，寄治江寧兼領淮安、揚州二府徐州一州。康熙元年設安徽巡撫。六年改江南左布政使司為安徽布政使司專領安慶等七府三州，其淮安第二府一州分属江蘇省」^[16]

『清實録』や康熙『江南通志』等の資料によって、上記の乾隆『大清一統志』の記載を整理すると、分割過程は以下のようになる。

- (1) 蘇州、常州、松江、鎮江、江寧：5府
- (2) 淮安、揚州、徐州直隸州：2府1直隸州
- (3) 安慶、徽州、寧国、池州、太平、廬州、鳳陽、塗州直隸州、和州直隸州、広徳直隸州：7府3直隸州

計14府4直隸州

順治二年（1645年）閏六月乙巳之日に、明代の南直隸は江南省に改名され、江南布政使司が設置されている。同時に、応天府も江寧府と名称変

更になり省府〔省会〕となっている。この時、江南省には上記の14府4直隸州が属していた^[17]。順治十八年（1661年）左右布政使司が分設され、蘇州府に置かれた右布政使司が管轄したのは、上記（1）の5府であった。他方、江寧府に置かれた左布政使司が管轄したのは上記（2）と（3）を合わせた9府4直隸州だった。その後、康熙六年（1667年）七月甲寅之日から、左布政使司が所管する府州のうち、（2）の2府1直隸州が、右布政使司の管轄となり、結果的に右布政使司の所轄となるのは（1）と（2）の7府1直隸州となった。同時に、右布政使司という名称が使用されなくなり、「江蘇」布政使司と呼ばれるようになった。これは、「江蘇省の起源」とみなすことができるかも知れない。他方、左布政使司はただ（3）の7府3直隸州を管轄するようになった。同時に、左布政使司という名称は使用されなくなり、「安徽」布政使司という名称に変更された。これは、「安徽省の起源」と考えることが可能かも知れない。もっとも、省の名称としては、引き続き「江南」が使われていた。したがって、当時はこの現実が「分省」と認識されていたとは考えがたい。現実には、おそらく、江南省を2つの布政使司が「分治」していた、ということになる^[18]。

清代の地方行政制度全体から見ると、この後、雍正正年間に多くの散州が直隸州に変わるという大きな変化があったのだが、省域の変化は生じなかった。乾隆元年（1736年）の『江南通志』は「今江南省、江蘇布政使司領江蘇八府、直隸三州。安徽布政使司領安徽八府、直隸五州」と記載している^[19]。ここでは、江蘇布政使司と安徽布政使司の区別は明快である。けれどもはっきりしていることは、省名は依然として江南省だということである。実際、江蘇省と安徽省の成立した時期はさらに遅れる。乾隆二十三年（1758年）の乾隆『大清會典』は、江蘇省と安徽省をそれぞれ省として分けて記載している。この点から考えれば、分省の時点は乾隆元年（1736年）より後で乾隆二十三年（1758年）以前のどこか、ということになる。もっとも、それ以上に正確な確定は現状では困難である。

さらに、順治十八年（1661年）には左右布政使司を分設したにもかか

ならず、左布政使司の居城は、自分の管轄地ではない江寧府にあり、不正常な状態にあった。これは、右布政使司と居城を同じくするという意味でも不規則であった。康熙六年（1667年）でも、居城は依然として江寧府であった。不正常な状態が終わるのは、安徽布政使司が安慶府に移動する、すなわち、安徽省の省府が管轄地である安慶府に移るときであり、それはやっと乾隆二十五年（1760年）にいたってのことであった^[20]。

2.2 湖広省の分割

乾隆『大清一統志』には、以下の記載がある。

「湖北，明洪武初仍設湖廣行省，九年改置湖廣等處承宣布政使司。通轄湖南北。正統三年設湖廣巡撫。崇禎間設總督俱駐武昌。本朝康熙三年分置湖北省領府十」^[21]

「湖南，明屬湖廣布政使司。萬曆二十八年始置偏沅巡撫治偏橋鎮。本朝康熙三年分置湖南布政使司為湖南省。是年移偏沅巡撫駐長沙府。雍正二年改為湖南巡撫領府九直隸州四」^[22]

湖広省は、順治二年（1645年）に承天府を安陸府に改め、武昌を省府とした^[23]。上述の資料からは、一見すると康熙三年（1664年）に、湖北、湖南両省が設置されたと判断できる。しかし、当該年の『清實録』の記載には、湖北布政使司や湖南布政使司という名称の成立に関する記載はない。同年三月甲戌之日の記載に、「以湖廣武昌、漢陽、黃州、安陸、德安、荊州、襄陽、隕陽，八府歸湖廣巡撫管轄。以長沙、衡州、永州、寶慶、辰州、常德、岳州七府、郴、靖二州歸偏沅巡撫管轄」^[24]とある。この記載から、この年、湖広巡撫と偏沅巡撫が湖広省を分治するようになったことが知れる。布政使については、康熙『湖廣通志』に「康熙三年，分左右布

政。左布政使司駐長沙府，管長、永、衡、宝、岳、常、辰七府，郴、靖二州及各衛所」^[25]とある。『清實録』によれば、右布政使が長沙に移駐するのは同年四月のことである^[26]。ここから、左布政使の管轄範囲と、湖広巡撫の管轄範囲が同じであること、また、右布政使と偏沅巡撫の管轄範囲も同じであることが理解される。けれども、重要なことは、康熙二十三年の『湖廣通志』が湖北布政使、湖南布政使の名称を使いながらも、省府については依然として武昌とし、省名はやはり「湖広省」としているということである^[27]。その後、雍正十一年（1733年）の雍正『湖廣通志』は、「湖廣全図」を掲載する以外に、「湖北八府全図」、「湖南八府三州全図」を収録しており、さらに、「卷三『沿革』湖北」と「卷四『沿革』湖南」に分けるなどの特徴を持っている^[28]。

しかしながら、省名はやはり「湖広」を使っている。結局、乾隆『大清會典』より早いこと一年、乾隆二十二年（1757）になってはじめて、『湖南通志』が出現するのである^[29]。これらのことから考えると、康熙三年（1644年）の歴史事実は、「分省」ではなく、両巡撫と両布政使による「分治」であると判断するのが妥当なようである。

2.3 陝西省の分省

上述の江南と江蘇・安徽、湖広と湖北・湖南では、あまり大きな省域の変化は見られない。そもそも、基本的には一つの省域だったものが二つの省に分かれるということなので理解しやすい。ところが、陝西省の場合には、事情はいますこし複雑である。もともと明代には、清代甘肅省の一部は陝西省に属していたものの、かなりの部分は省域ではなく、省以外の地域であり、そこには陝西行都司が置かれ、行都指揮使が統治していた。

例えば、康熙『陝西通志』には以下のように記載されている。

「明初為陝西行中書省，洪武九年改為承宣布政使司，領西安、鳳翔、平涼、

慶陽、延安、鞏昌、臨洮、漢中八府、興安一州。置都指揮使司，行都指揮使司，領各衛所。置按察使司…三司并治西安，而行都司則分治甘州」^[30]

甘肅は陝西省の一部であり、また、外地でもあった。なぜなら、甘肅のかなりの地域は陝西布政使司の管轄地域ではなく、陝西行都司の管轄下にあったからである。もっとも、状況は時代の推移につれて少しずつ変化し、甘肅は陝西省以外の独立した行政区域と認識されるようになった。景泰元年（1450年）以後、巡撫甘肅等処贊理軍務が常設化されるようになる。少々時間はあくが、康熙五年（1666年）には「甘肅布政使司」が置かれる^[31]。これは内地化の帰結であると言えよう。

乾隆『大清一統志』には、以下の記載がある。

「陝西，本朝初仍旧康熙二年以右布政使司治甘肅，左布政使司仍治西安領西安、延安、鳳翔、漢中四府，興安一州。六年改左布政使司曰西安布政使司，後改陝西布政使司」^[32]

「甘肅，本朝康熙二年以陝西右布政使司駐鞏昌，分領臨洮、鞏昌、平涼、慶陽四府，五年改曰甘肅布政使司移治蘭州。雍正省行都司及諸衛所改置甘州、涼州、寧夏、西寧四府，改隸州衛為州，昇鞏昌之秦偕二州俱為直隸州，又改岷州衛為州，清運衛為県，与洮州衛俱隸鞏昌府，增置大通衛隸西寧府，又于古瓜沙地置安西、沙州、柳溝三衛，以安西同知領之，于故赤斤衛地置靖逆衛，赤金所以靖逆同知」^[33]

康熙二年（1663年）右布政使司は鞏昌に移駐し、左右布政使司の所在地は区別されることになった。これは大きな変化である。康熙六年（1667年）左布政使司は西安布政使司となり、その後陝西布政使司となった。もっとも、いつ陝西布政使司となったかは定かではない。わずかに雍正『陝西通志』につぎのような記載がある。「雍正三年改西安府属…六州,延

安府属…三州，直隸陝西布政使司」^[34]。少なくとも雍正『陝西通志』が編纂された雍正十三年（1735年）までには陝西布政使司という名称が定着していたことは確かであるが、やや時間の開きが大きすぎることは否めない。他方、「甘肅布政使司」は康熙五年（1666年）にはその名前が見いだされる。乾隆『甘肅通志』は「康熙五年改為甘肅布政使司，移駐蘭州」と記載している^[35]。この期間、布政使司の駐劄地が鞏昌からさらに西北の蘭州に移ったことが知れ、これはその後の甘肅省の拡大の準備と受け取れる。ここにいたって、いつ分省したのかの判断は容易ではない。けれども、江西省や湖広省の分省問題とは違って、陝西省ではただ甘肅省の成立だけが、分省成立を判断する基準となる。この角度から見ると、乾隆元年（1736）の『甘肅通志』の編修は、重要な指標であり、当該書の『凡例』には、丁度つぎのような記載がある。「甘肅旧無志書，向総於陝西通志，顧陝西志詳於西安、延安、鳳翔、漢中、興安諸郡、而略於平、鞏、臨、慶至河西諸衛所，則無在所略。今分為二省，各修通志，自應詳為編輯」^[36]。これより一年早い雍正十三年（1735）被刻の雍正『陝西通志』もまた「甘省」という単語を用いている。その陝西省図も乾隆以降のものと区割りが一致している^[37]。これにより甘肅省の成立、すなわち、陝西省の分省は、ほぼ雍正十三年（1735）から乾隆元年（1736）頃のことと判断することができる。

上述のように、3省の「分省」過程は、それぞれ異なった特徴を持っている。江南では、その後に、江蘇省域と安徽省域になる左右布政使の管轄領域の変更が、康熙六年（1667）に行われた。湖広では、康熙三年（1664年）に、湖広省分割の前提となる湖広、偏沅、2つの巡撫と左右布政使が設置された。陝西では、康熙五年（1666年）の右布政使の移動と、その甘肅布政使への改名が転換点であった。その後の省境は、みな、康熙三年（1664年）から、康熙六年（1667年）の間に固定化したのであった。けれども、当時の現実は、ただ単に、2つの布政使（あるいは巡撫）による「分治」であった。本章文頭に引用した『清實録』康熙六年（1667年）七月

の江南、陝西、湖広3省に関する記載は、正確には、ただ左右布政使司の名称を使用することを止めたことを意味するだけである。湖北、湖南布政使司の名称の使用、西安布政使司の陝西布政使司への改名等の現象はもつと後になってやっと現れた。甘肅、江蘇、安徽布政使司という名称は、康熙六年（1667）あるいは、それ以前に使用され始めていたけれども、しかし、布政使の名称を地名に代えたからといって、それが必ずしも、すぐにそのまま省の成立を意味したわけではない。康熙六年（1667年）以降に編集された康熙『大清會典』と雍正『大清會典』は両方とも江南省、湖広省、陝西省（甘肅省は名称さえ現れない）等の省名を使い続けている。総括すると、康熙六年（1667年）に「分省」が行われたとする観点は清朝の後代の人々（具体的に言えば乾隆二十年代以後の中央官僚）の観点ということになる。けれども、歴史上の事実はそうではない。少なくとも上述の分析は、明代以来の陝西省が清代の陝西省と甘肅省に分かれたのは雍正年間と乾隆年間が交差する頃であったことを示している。江南省、湖広省の分省にしても、乾隆二十二年（1757）から二十三年（1758）より前ということは言えても、雍正末年（1735年）から乾隆元年（1736年）より早いとは考えがたい。3省それぞれの分割が、康熙六年（1667年）に成立したという説に一定の根拠がないわけではないが、そのように断定することは難しいと言うべきであろう。

3. 清代18省体制の成立（2）：貴州・雲南・四川の省域変更

以下で分析する3省については、省名の変化はなかったし、省域が分割されるようなこともなかった。しかし、その領域には少なからぬ変更がともなっていた。ここではその変化の具体像を検証しておくこととする。

3.1 貴州省の省域変更

(1) 康熙五年（1666年）九月、四川省烏撒軍民府は威寧府と名前を変え、貴州省の所属となった。この時点で属領は存在しなかった^[38]。康熙二十六年（1687年）六月、大定府が降格して散州となり^[39]、大定州自体ともともと大定府に属していた黔西州・平遠州の3州と、新設の畢節県・永寧県2県が威寧府の所属になり、3州2県体制となった^[40]。雍正五年（1727年）八月、永寧県は四川省叙州府の管轄となった^[41]。雍正七年（1729年）十月、大定州は再び昇格して大定府となり、同時に、威寧府は降格して散州となった^[42]。大定府の下には、威寧州、黔西州、平遠州、畢節県の3州1県体制ができた。

大定府は康熙四年（1665年）五月に設置されたもので、もともとは属領がなかった^[43]。康熙二十二年（1683年）十一月、黔西府と平遠府はそれぞれ降格して黔西州と平遠州となり大定府の所属になった^[44]。畢節県はもともと貴州都司の畢節衛だったが、雍正七年（1729年）十月に大定府の所轄となった^[45]。永寧県はもともと四川都司の永寧衛だったが、康熙二十六年（1687年）六月、貴州省威寧府の所属になった^[46]。省域の変化という視点から考えると、四川都司から貴州に所属の変った永寧県は最後には四川省の所属となった。総括すると、四川省から貴州省に移ったのはただ威寧府（烏撒軍民府）の管轄地のみということになる。

(2) 遵義府はもともと四川省所属の遵義軍民府で、属領は1州4県だった。その後、康熙二十六年（1687年）に遵義府となった。雍正六年（1728年）七月、遵義府は所轄の1州4県とともに貴州省の所属となった。これは省域の大幅な変更である。『清實録』は「改四川遵義、桐梓、綏陽、仁懷四県、正安一州。及遵義協管兵俱隸貴州管轄。従雲貴総督鄂爾泰請也」と記載している^[47]。

(3) 湖広行都司の鎮遠衛と偏橋衛が、康熙二十二年（1683年）四月に貴州都司の所轄となった^[48]。康熙二十六年（1687年）六月、鎮遠衛は鎮

遠府鎮遠県に編入され、偏橋衛は鎮遠府施秉県に編入された^[49]。

(4) 広西省西隆州の所属地に永豊州が新設され、雍正五年（1727年）八月、南籠府の所属になった（南籠府はその後、嘉慶二年（1797年）に興義府と改名された）^[50]。

(5) 広西省慶遠府荔波県は、雍正十年（1732年）四月、貴州省都匀府の所属となった^[51]。

(6) 湖南省靖州直隸州天柱県は、雍正四年（1726年）四月、貴州省黎平府の所属となった^[52]。

(7) 湖広都司平溪衛と清浪衛は、雍正四年（1726年）四月、貴州省思州府の管轄になった^[53]。その後、雍正五年（1727年）閏三月、平溪衛と清浪衛はそれぞれ玉屏県と清溪県になった^[54]。

(8) 湖広都司所属の五開衛と銅鼓衛は、雍正三年（1725年）四月、貴州省黎平府の所属となった^[55]。五開衛は開泰県となり、銅鼓衛は雍正五年（1727年）閏三月、錦屏県になった^[56]。

3.2 雲南省の省域変更

(1) 東川府はもともと四川省東川軍民府だったが、雍正四年（1726年）四月、雲南省の管轄となり、改土帰流により東川府となった^[57]。

(2) 昭通府はもともとは四川省烏蒙土府だったが、雍正五年（1727年）閏三月、雲南省の管轄に変更された^[58]。雍正六年（1728年）二月、改土帰流により烏蒙府となり^[59]、雍正九年（1731年）昭通府と改名された^[60]。

(3) 鎮雄州はもともと四川省鎮雄土府だったが、雍正五年（1727年）閏三月、改土帰流により鎮雄府となり、雲南省の管轄となった^[61]。雍正六年（1728年）二月、散州に降格となり烏蒙府に属することになった^[62]。

(4) 四川省阿墩子地方は雍正四年（1726年）四月、雲南省麗江府の管轄になった^[63]。

3.3 四川省の省域変更

(1) 上述のように、四川省にとっては、遵義府の貴州省への移管、東川府、烏蒙土府、鎮雄土府の雲南省への移管、などが比較的大きな領域の変更を意味した。つまり、それは四川省領域の縮小を意味していた。

(2) もっとも、清代四川省の領域は、全体から見ると、明代に比べて大幅に拡大している。以前に朵甘都司に属していた多くの土司は四川省の雅州府、松潘庁、寧遠府に編入された（特に、雅州府の領域の膨張は注目するに値する）。順治十八年（1661年）年の資料は「四川新隸版図」について言及している^[64]。この後、雍正『大清會典』にはつぎのような記載が現れた。「四川土司二十六員，康熙四十三年添設一百零二員，五十年又添設一百十員。雍正七年添設七員」^[65]。これは四川省の拡大過程の反映とみることができるのではなからうか。

(3) 貴州省威寧府永寧県は、雍正五年（1727年）八月、叙州府の管轄に移行した^[66]。

(4) 四川省夔州府の建始県は、雍正十三年（1735年）十一月に湖北省施南府の管轄に変更された^[67]。

むすびにかえて

明代以来の陝西省が、清代陝西省と甘肅省に分かれたのは、雍正と乾隆の時代の境目であった。つまり、雍正末年にはすでに「十六省体制」が成立していた。当時、湖広省と江南省はまだ分省していなかった。雍正十一年（1733年）の雍正『湖廣通志』は、なお湖広省という歴史上の名称を使用している。乾隆元年（1736年）の乾隆『江南通志』も依然として江南省の名称を使用している。そして、雍正『湖廣通志』は形式の上で湖北と湖南を省とみなしておらず、実際に分けてもいない。もっとも、当該書

には、「湖北、湖南二省」等の記述も頻繁にあらわれる。さらに重要なことには、「山西、陝西、甘肅、江蘇、安徽、浙江、江西、湖北、湖南、福建、廣東各省」という記述さえ見られる^[68]。ここから考えると、たとえ正式の制度がどうであっても、おそらくは、かなりの確率で、雍正末期には、陝西省、甘肅省、江蘇省、安徽省、湖北省、湖南省等の観念がすでに形成されていた。言い替えれば、全国十八省という観念がすでに流通していたと考えることができる。

十八省体制の「起源」はどこにあるのだろうか。このように問いかけるとすれば、当然のことながら、江南、湖広、陝西三省が布政使によって分治されていた順治末年から康熙初期とみなすのが、自然であろう。さらに正確に言うならば、直隸以外の全国に17布政使司体制が成立した康熙六年（1667）が指標であるといえ、これを起源とみることができる^[69]。その他、前述した乾隆『大清一統志』は布政使司を省成立の基準としているが、同時に、順治末年以降の巡撫もまた、布政使司と同じように省域の基準と考えることが可能である。ここから考えると、康熙四年（1665）に一省一巡撫となり、全国に18巡撫制が成立したことも、十八省体制の起源とみなすことは可能であろう^[70]。

けれども、「定制度化」と「起源」とは別のことである。乾隆『大清一統志』は、湖北と湖南、江蘇と安徽、甘肅を康熙初期に省となったと認識しそう記載していた。けれども、現実の状況はそうではなかった。本稿が明確に分析したとおり、乾隆『大清一統志』の認識とは異なり、康熙『大清會典』自体は、湖北、湖南、江蘇、安徽、甘肅を省とはみなしていない。「省」はあくまで、「湖広」であり、「江南」であり、「(甘肅を含む)陝西」と記載されたのである。そしてこれらの省域がただ布政使によって分割統治されているというのが、当時の人々の認識した定制であった。

康熙『大清會典』或いは康熙四十三年（1704年）の『皇輿表』記載の制限を受けて、雍正『大清會典』でさえ、記載上は十五省体制を採っている。定制が何だったかということを問うなら、これこそ定制であった。一

且成立した定制は、その前提や内容に多少の変質があるとしても、その後、相当に長い期間にわたって強い拘束力を有していたのだった。

註

- [1] 『清朝文献通考』卷二六九。
- [2] 康熙『大清會典』卷一八『戸部二 州県一』。ここでは「十四省布政使司」となっていることに注意が必要である。引用部分では順治末年（1661年）から康熙二～三年（1663-1664年）にかけて、江南、陝西、湖広の3省には布政使司が2つずつ置かれたことが指摘されていることから、14省分の布政使司に加えて3布政使司と考え、最低でも総数で17布政使司であったことが予想されるが、省数はあくまで14と記載されている。これは引用部分の3省のように、1省に2つの布政使司が置かれていても、それはあくまで左右布政使司であり（もっとも康熙六年以降は左右ではなくなる）、たとえ布政使が2つあっても省は1つと認識されていたことを意味しよう。布政使は17であっても、省は14である、というのがその含意であった。
- [3] 『清世宗實録』卷二七、雍正二年十二月戊寅条（7-P. 413-414）。
- [4] 順治末年、15総督体制が成立した。これはおそらく、この15布政使司体制を追認したものである。もっとも、15総督は、康熙四年（1665年）、9総督に減少する。
- [5] 『清朝文献通考』卷二六九『輿地一』。乾隆二十五年（1760年）には江蘇省に江寧布政使司が設置された。けれども、このことは「分省」とは認識されていない。
- [6] 乾隆『大清會典』卷八『戸部』。
- [7] 南北兩畿の領府、州、県数は、正徳『大明會典』を根拠にしている。
- [8] 『皇明職方地図』の特徴や、その著者である陳組綬の独創になる「大九辺」概念などについては、趙子富「『皇明職方地図』及其作者陳組綬」『歴史文獻研究』新3輯、1993。
- [9] 『清聖祖實録』卷一五、康熙四年五月丁未条（4-p. 229）。
- [10] 傅宗懋『清代督撫制度』台湾国立政治大学、1963年。
- [11] 『清聖祖實録』卷四、順治一八年八月己未条（4-p. 85）。『明清地方行政制度研究』執筆時点での調査では、その当時に閲覧可能であった中国第一歴史檔案館所蔵資料の中にも該当する記述は見当たらなかった。15総督体制がなぜこれほど短かったかについては、稿を改めて検討する予定である。
- [12] このことは清朝が北方防衛を重視しなかったということの意味するわけ

ではない。駐防八旗の配置からもこの点は証拠立てられよう。延綏、寧夏巡撫の廃止については、順治十八年（1661）にすでに、つぎのような意見が出されている。「陝西延綏、甘肅、寧夏総武將多、而文職少。其錢穀刑名一鹽司足以了事。不必虚設巡撫」『少師兼太子太師刑部尚書文淵閣大学士暫署吏部尚書臣衛周祚等謹題為敬因新制用舒末議仰祈睿鑒事』、中国第一歴史檔案館所藏『吏科史書』一二七冊。

- [13] 『河南道監察御史臣張問政謹題為敬因新制用舒末議仰祈睿鑒事』、中国第一歴史檔案館所藏『吏科史書』一三〇冊。
- [14] 『清聖祖實録』卷二三、康熙六年七月甲寅条（4-p. 315）。
- [15] 乾隆『大清一統志』卷四九。
- [16] 乾隆『大清一統志』卷七五。
- [17] 『清世祖實録』卷一八、順治二年閏六月乙巳条（3-P. 164）。
- [18] 『清聖祖實録』卷二三、康熙六年七月甲寅条（4-p. 315）。康熙『江南通志』卷二『設置沿革』康熙二三年（1684年）刻本。
- [19] 乾隆『江南通志』卷四『輿地志』建置沿革総表、乾隆元年（1736年）刻本。
- [20] 嘉慶『大清一統志』卷七三。
- [21] 乾隆『大清一統志』卷二五七。
- [22] 乾隆『大清一統志』卷二七五。
- [23] 康熙『湖廣通志』卷一『設置沿革』、康熙二三年（1684年）刻本。
- [24] 『清聖祖實録』卷一一、康熙三年三月甲戌条（4-p. 175）。その他、康熙三年（1664年）閏六月辛未之日に、「命偏沅巡撫自沅州移駐長沙」という記載がある（『清聖祖實録』卷一二（4-p. 189））。この時点では、偏沅巡撫はまだ長沙に駐劄してはいなかったことがわかる。
- [25] 康熙『湖廣通志』卷一『設置沿革』。
- [26] 『清聖祖實録』卷一一、康熙三年四月癸巳条（4-P. 177）：「命湖廣右布政使移駐長沙，轄長、宝、衡、永、辰、常、岳等七府，郴、靖二州」。
- [27] 康熙『湖廣通志』首卷『姓氏』。管見の限りでは、これが湖北、湖南布政使司という名称の初出である。
- [28] 雍正『湖廣通志』卷二『図』、雍正一一年（1733年）刻本。
- [29] 乾隆『湖南通志』、乾隆二二年（1757年）刻本。
- [30] 康熙『陝西通史』卷四『建置沿革』康熙七年（1668年）刻本。
- [31] 乾隆『甘肅通志』卷三『建置沿革』乾隆元年（1736年）刻本。
- [32] 乾隆『大清一統志』卷一七七。
- [33] 乾隆『大清一統志』卷一九七。この引用文の雍正時代の記載からは、この当時まだかなりの数が存在した明代以来の衛所が、府、州、県などの普通行政区に変わっていく過程が読み取れる。こうした変化からみて、これら衛所の大部分はいわゆる「実土衛所」だったと考えられる。

- [34] 雍正『陝西通史』卷三『建置第二』、雍正一三年(1735年)修。
- [35] 乾隆『甘肅通志』卷三『建置沿革』、乾隆元年(1736年)刻本。
- [36] 乾隆『甘肅通志』卷首『凡例』、乾隆元年(1736年)刻本。
- [37] 雍正『陝西通志』卷二『設置図表』本朝陝西省府州県図、雍正一三年(1735年)刻本。
- [38] 『清聖祖實録』卷二〇、康熙五年九月辛卯条(4-P.280)。
- [39] 『清聖祖實録』卷一三〇、康熙二六年六月庚申条(5-P.401)。
- [40] 『清聖祖實録』卷一三〇、康熙二六年六月戊辰条(5-P.402)。
- [41] 『清世宗實録』卷六〇、雍正五年八月乙未条(7-P.916)。
- [42] 『清世宗實録』卷八七、雍正七年十月乙巳条(8-P.159)。
- [43] 『清聖祖實録』卷一五、康熙四年五月壬子条(4-P.230)。
- [44] 『清聖祖實録』卷一一三、康熙二二年十一月丙戌条(5-P.166)。
- [45] 『清世宗實録』卷八七、雍正七年十月乙巳条(8-P.195)。
- [46] 『清聖祖實録』卷一三〇、康熙二六年六月戊辰条(5-P.402)。
- [47] 『清世宗實録』卷七一、雍正六年七月戊寅条(7-P.1072)。
- [48] 『清聖祖實録』卷一〇九、康熙二二年四月乙亥条(5-P.106)。
- [49] 『清聖祖實録』卷一三〇、康熙二六年六月戊辰条(5-P.402)。
- [50] 『清世宗實録』卷六〇、雍正五年八月癸卯条(7-P.919-920)。
- [51] 『清世宗實録』卷一一七、雍正一〇年四月辛卯条(8-P.553)。
- [52] 『清世宗實録』卷四三、雍正四年四月戊寅条(7-P.633)。
- [53] 『清世宗實録』卷四三、雍正四年四月戊寅条(7-P.633)。
- [54] 『清世宗實録』卷五五、雍正五年閏三月丙戌条(7-P.849)。
- [55] 『清世宗實録』卷三一、雍正三年四月庚辰条(7-P.474)。
- [56] 『清世宗實録』卷五五、雍正五年閏三月癸亥条(7-P.830-831)。
- [57] 『清世宗實録』卷四三、雍正四年四月戊寅条(7-P.633)。
- [58] 『清世宗實録』卷五五、雍正五年閏三月癸亥条(7-P.830-831)。
- [59] 『清世宗實録』卷六六、雍正六年二月戊戌条(7-P.1011)。
- [60] 嘉慶『大清一統志』卷四九〇。
- [61] 『清世宗實録』卷五五、雍正五年閏三月癸亥条(7-P.831)。
- [62] 『清世宗實録』卷六六、雍正六年二月戊戌条(7-P.1011-1012)。
- [63] その他、雲南省が失った部分に里麻司、孟良司、車里宜慰司等がある。
総じて、雲南から四川に移譲された面積はさほど大きなものではなかった。
- [64] 『兵科給事中臣周明新謹題為督臣責重封疆彈压宜居要地疎』、中国第一歴史檔案館所蔵『史料史書』一一八冊。
- [65] 雍正『大清會典』卷一九『兵部武選司』土官。
- [66] 『清世宗實録』卷六〇、雍正五年八月乙未条(7-P.916)。
- [67] 『清世宗實録』卷六、雍正一三年十一月壬寅条(9-P.264)。

[68] 雍正『湖廣通志』卷首『聖制』。

[69] 康熙六年（1667年）には17布政使司体制が成立した。けれども、陝西布政使司は当時なお西安布政使司と呼ばれていた。

[70] 康熙四年（1665年）以降、18巡撫体制が成立する。けれども、そのうちの2つの巡撫名はなお、省名を反映したものではなかった。江寧巡撫は康熙二九年（1680年）になって初めて江蘇巡撫に改称される。偏沅巡撫は雍正元年（1723年）になって初めて湖南巡撫に改称されるのである。

☆本稿は中国語による拙著『明清地方行政制度研究』（北京燕山出版社、1997年刊）第二章の一部を再構成して翻訳し、若干の加筆修正を行ったものである。